

件名	愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
主管課	障害福祉課
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令（平成27年1月16日公布、同年4月1日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準が改正され、平成27年4月1日に施行されることから、県条例についても国の基準に準じて改正する。</p> <p>1 基準該当生活介護及び短期入所に係る基準該当障害福祉サービスの特例の対象拡大（第97条、第111条）</p> <p>介護保険制度の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が提供するサービスについて、一定の条件を満たす場合に<u>基準該当生活介護とみなす</u>特例の対象とする。</p> <p>また、短期入所に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行うことができる対象に、<u>介護保険制度の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者を追加</u>する。</p> <p>2 指定共同生活援助事業所において居宅介護等を利用する場合の特例の延長（附則第4項・第5項）</p> <p>指定共同生活援助事業所の利用者のうち一定の状態にある者に、当該事業所の従業者以外の者が行う居宅介護等を利用することが認められる経過措置の期限を平成27年3月31日から平成30年3月31日まで延長する。</p> <p>3 指定共同生活援助（グループホーム）の指定に係る特例の新設（附則第7項～第14項）</p> <p>長期入院している精神障害者を対象に、一定の条件を満たす場合に、精神病床の削減を行った病院の敷地内において指定共同生活援助の事業を行うことができる特例を設ける。（現行条例では、施設・病院の敷地内の設置は原則禁止）</p> <p>4 その他規定の整備</p>	
施行日	平成27年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 基準省令の改正の趣旨</p> <p>障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおける議論等を踏まえ、基準省令について所要の改正を行ったもの。</p> <p>2 用語の意味</p> <p>○生活介護</p> <p>入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行うもの。</p> <p>○短期入所</p> <p>居宅において介護を行う者の疾病等の理由により、短期間の入所による支援が必要な障害者等に対して行われる、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行うもの。</p> <p>○共同生活援助</p> <p>共同生活を営むべき住居において行われる、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、相談その他の日常生活上の援助</p>	